

第4章 子ども・子育て支援施策（津山市次世代育成支援対策行動計画）

1 子どもが笑顔で育つまちづくり

中目標1 子どもの健康を確保する

基本的施策1 子どもの健康の確保

<施策の方向性>

- 子どもの健康確保に向けて、乳幼児健康診査の受診勧奨や診査後のフォローに継続して取り組みます。
- 虫歯の予防など歯の健康維持や、子どもを感染症等から守るための予防接種の実施にも取り組みます。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---------------|---|-------|
| 新生児聴覚検査 | 新生児期の聴覚の異常を発見し、早期に支援を行うため新生児聴覚検査を実施します。 | 健康増進課 |
| 乳幼児健康診査 | 乳幼児健康診査を実施して病気の予防や早期発見を図り、身体発育や精神発達、生活習慣等の育児に関する不安を軽減するための助言・指導を行います。 また、未受診児の把握に努めるとともに、受診の徹底を図ります。 | 健康増進課 |
| 乳幼児健康診査後の継続支援 | 乳幼児健康診査を通じて把握した心身の発達、家庭環境等の子育てに関する様々な課題に対し、関係機関と連携して、必要な支援を継続実施します。 | 健康増進課 |
| 歯科検診と指導の充実 | 乳児期から、健診や保育園（所）・幼稚園・認定こども園での生活等、あらゆる機会をとらえて歯科指導を継続し、個人に応じた指導と保護者の意識を高める事業を実施します。 | 健康増進課 |
| 予防接種 | 子どもを感染症等から守るため、ワクチンごとの対象年齢に応じて無料で予防接種を実施します。 | 健康増進課 |
| 5歳児健康調査事業 | 保育園（所）・幼稚園・認定こども園等の年中児の健康調査を実施し、支援が必要な子どもには、就学までに生活スキルや対人・社会性の向上につながる支援を行います。 | 健康増進課 |

基本的施策2 子どもの食育の推進

<施策の方向性>

- 教育・保育施設や親子クラブ、児童館等、様々な施設や機関との連携の下、食育指導や普及啓発を推進します。
- 課題である朝食と野菜の摂取率の改善に取り組みます。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-------------------|---|--------|
| 保育園（所）・幼稚園等での食育推進 | 保育園（所）・幼稚園・認定こども園における野菜づくりや地域の生産者等との交流など、体験を通じて食物に対する関心を高め、食事の大切さを園児やその保護者へ啓発します。 | こども保育課 |
| 食に関する学習の場の提供 | 「関心」から「実践」に結び付けるため、関係機関・団体と連携して食育の啓発に努めます。 | 健康増進課 |

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------------|--|----------------|
| 乳幼児の食育 | 従来の全般的な食育の取組を継続しながら、乳幼児期の朝食内容の充実や野菜摂取も含めたバランスのよい食事についての啓発を強化します。 | 健康増進課 |
| 小中学校食育指導 | すべての小中学校で栄養教諭・学校栄養職員が授業を行い、食育指導の充実を図ります。 | 学校教育課 保健給食課 |
| 学校給食への地場産食材の使用推進 | 新鮮で安全・安心な給食の提供や地域の食文化への理解を深めるため、津山産食材を中心に地場産食材の導入拡大を図ります。 | 保健給食課 |
| 残食率の低減 | 給食に親しみを感じられるような各種の取組を通じて残食率の低下に努めます。 | 保健給食課 |
| 朝食摂取の推進 | 健康の保持増進を図るため、学校と連携して児童生徒や家庭に働きかけ、毎日朝食を食べる習慣づくりに取り組みます。 | 保健給食課 |
| 親子料理教室 | 親子料理教室（小学4年生～6年生とその保護者を対象）を開催し、調理の楽しさを体感したり、調理技術や食に関する知識を身につける機会を提供します。 | 保健給食課 |
| レッツチャレンジクッキング | 料理を通して食の大切さや食事を作っている人たちへの感謝の気持ちを育むため、テーマに沿った料理に挑戦し、その応募作品を展示する機会（小学5年生～中学3年生を対象）を毎年設けます。 | 保健給食課 |
| 給食を通じた保護者への食育 | 学校開催の給食試食会や家庭配布の給食だより、市ホームページ等を通じて保護者へ食育に関する啓発を行います。 | 保健給食課 |

中目標2 子どもの「生きる力」を育む

基本的施策1 幼児教育・保育の充実

<施策の方向性>

- 幼児教育・保育の待機児童ゼロを維持することに加え、保幼小連携や研修の実施等による質の確保や人材確保にも取り組みます。
- 再構築により市内2園となった幼稚園を、地域における子育て世代の交流の場としても活用します。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------------------------|--|--------|
| 通常保育 （保育園（所）・幼稚園・認定こども園） | 保育園（所）・幼稚園・認定こども園と保護者のニーズに合わせた様々な保育形態の教育保育環境を整え、待機児童ゼロ状態を維持するよう適正な定員管理と入所調整を行っていきます。 | こども保育課 |
| 教育・保育人材確保事業 | 保育士・幼稚園教諭就職支援セミナーや関係部署と連携した就職支援会の開催を通じ、潜在的有資格者の就労を促進するとともに、保育園（所）・幼稚園・認定こども園の安定的人材確保を図ります。 | こども保育課 |
| 幼児教育・保育の質の確保・向上 | 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実や研究会の実施等、質の確保・向上への施策を検討・実施します。 | こども保育課 |
| 子育て支援センター | 地域の拠点として子育て支援センターを幼稚園において運営し、地域における子育て世代の交流・情報提供等の場としての機能を果たし、子どもの育ち・親の育ちの支援をめざした事業を行います。 | こども保育課 |
| 民間教育・保育施設整備事業 | 安全・安心な子育て環境を整えるため、保育園（所）・幼稚園・認定こども園の定員増に伴う施設の改善や耐震対策の実施を行うとともに、必要に応じ、認定こども園等の整備を行うための支援を計画的・継続的に実施します。 | こども保育課 |

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------------|--|-----------------|
| 公立教育・保育施設の計画的整備 | 公立の保育園（所）・幼稚園・認定こども園の運営等の今後のあり方について、津山市子ども・子育て支援事業計画等を踏まえて検討します。 | こども保育課 |
| 保幼小連携の充実 | 保幼小教職員がそれぞれの立場で子どもを見取り（考え方を理解し心を感じとる）、子どもがスムーズな接続を進めることができるよう、年3回程度の担当者会（研修）を実施するほか、保育園（所）・幼稚園・認定こども園・小学校の職員が相互に参観等に出向くことで連携を図ります。 | こども保育課 学校教育課 |

基本的施策 2 学校教育等の充実

<施策の方向性>

- 小・中学生の学力向上に向けて、授業改善や「学びのサイクル」（授業と家庭学習をつなぐ授業改善）の推進、きめ細かな指導の推進等に取り組みます。
- 地域の教育資産を活用した体験学習を推進し、「ふるさとへの理解」を促進するとともに、「ふるさとを愛する心」を養います。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---------------|--|-------|
| わかる授業 | 授業改善を積極的に進め、情報機器などを有効に活用したわかる授業を実現します。 また、重点課題である「学びのサイクル」と「メディアコントロール（テレビや情報機器などのメディアを適切に利用すること）」を推進します。 | 学校教育課 |
| 研究指定・校内研究支援 | 教員の指導力向上のため、公開授業及び研究協議を実施します。また、新学習指導要領の「主体的、対話的で深い学び」の実現に向け、講師を招き指導助言を受けます。 | 学校教育課 |
| 津山市学校教育研究センター | 各部会ごとに講師を招く等、授業公開を中心とした教科研究や夏期休業中の研修を行います。 | 学校教育課 |
| きめ細かな指導の推進 | 児童生徒が学習内容を確実に身につけることができるよう、習熟度別指導等のきめ細かな指導を推進します。 | 学校教育課 |
| 体験学習の実施 | My Town つやま活用事業、職場体験学習等、地域の教育資産を活用した体験学習の充実、洋学を中心とした先人の学習を必須とし地域に根差した学びを進めます。 | 学校教育課 |
| 環境学習の推進 | イベントや出前講座を活用して、小学生にも分かりやすい環境学習の実施に努めます。 | 環境生活課 |
| 水の学校・森の学校 | 小学生の親子を対象として、環境保全の重要性への認識を深めるため、市内河川の水質調査等を体験する「水の学校」及び里山での自然を体験する「森の学校」を開催します。 | 環境生活課 |
| 農業体験事業 | 農業の大切さ、食の安全性等についての理解と関心が深められるよう、小学生を対象に、田植えや稲刈りなどの農作業体験機会を提供します。 | 農業振興課 |
| 体力向上指導 | 子どもの体力向上指導者養成研修へ教師を参加させるなど、体力づくりに向けた指導力の向上を図ります。また、県事業を活用したり、リズムジャンプを普及したりすることで体力向上に努めます。 | 学校教育課 |
| 教科体育への外部人材活用 | 教科体育の指導者として外部人材を広く募り、中学校で活用普及を広げます。 | 学校教育課 |

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---------------|---|----------------|
| 運動部活動への外部人材活用 | 外部人材を広く募り、中学校で活用を広げ教員の業務軽減や指導の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 読書活動の推進 | 小学校における朝読書や読み聞かせ、家庭での音読等の取組を促進し、読書の習慣づくりに努めます。 | 学校教育課 生涯学習課 |
| 学校園等への図書貸出 | 読書の推進や学習活動に資するため、学校園（保育園（所）・幼稚園、小中学校）等で配備するための図書貸出を推進します。 | 生涯学習課 |
| 津山の洋学を通じた教育 | 洋学資料館において、子ども向けパンフレットの充実を図るとともに、出張講座やワークショップなどの手法により、洋学の歴史や進取の精神について理解を促進します。 | 文化課 |
| 郷土の歴史教育 | 郷土博物館において、気軽に郷土の歴史に触れることのできる環境づくりに努めるとともに、体験講座や学校への出張講座を随時実施し、歴史と現在の関わりについて考える機会を提供します。 | 文化課 |

基本的施策3 放課後の子どもの居場所づくり

<施策の方向性>

- 新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を推進し、実施内容や実施体制の整備を図ります。
- 子どもの居場所として、引き続き児童館の利用促進に取り組みます。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------------------------------|---|-----------------|
| 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) | 放課後児童クラブにおいて、昼間、保護者が就労等でいない児童に対して適切な遊びと生活の場を提供し、健全育成を行います。小学校区ごと（一部は全学区対応）に、保護者等による運営委員会又は法人が設置したクラブに市が委託して実施しており、運営や施設の充実、保育から育成支援に向けた支援員の資質向上や処遇改善を図ります。 | 子育て推進課 |
| 放課後子ども教室 | 放課後や週末等の子どもたちの居場所として、地域住民の参画を得ながら、放課後子ども教室において様々な体験活動や交流活動、学習活動を行います。運営に当たっては、国の定めた新・放課後子ども総合プランに基づき、同一学区内の放課後児童クラブとの連携又は一体的な実施を進め、児童クラブを利用する児童の教室への参加を促進するとともに、新規教室の開設など、実施体制の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 児童館の児童健全育成支援 | 児童館の小学生・中学生・高校生の居場所としての機能の充実を図るとともに、児童に健康増進や情操を豊かにするための遊びの提供と指導を行います。 | 子育て推進課 |
| 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型又は連携型での実施の推進 | 国の定めた新・放課後子ども総合プランに基づき、同一学区内の放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携又は一体的な実施を進め、児童クラブを利用する児童への子ども教室への参加を促進します。 | 子育て推進課 学校教育課 |
| 放課後児童クラブにおける特別な配慮を必要とする児童への対応 | 育成支援を行う中で、障害や発達特性があり特別な配慮が必要な児童に対しては、加配職員の配置を行い、日々の活動の記録及び個別の支援計画を作成し、小学校や外部専門機関等と連携を行いながら適切な支援を行います。また、加配職員に対し、特別支援研修を開催し職員の資質向上を図ります。 | 子育て推進課 |

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------------------------------|---|--------------------------|
| 小学校余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用推進 | 児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保は地域や学校にとっても重要な課題であるため、関係機関と連携を図りながら、優先的に小学校の余裕教室等の活用を推進していきます。 | 子育て推進課 学校教育課 教育総務課 |
| 放課後児童クラブにおける育成支援の内容の充実と利用者等に対する周知 | 放課後児童クラブにおいては、異年齢児童の関わり等を通じて自主性、社会性等を向上させる健全育成の場となっているため、各児童クラブにおいて育成支援計画を作成し、随時支援内容を振り返り、資質の向上を図ります。また「クラブたより」、「連絡帳」等で取組内容について保護者に周知し、小学校等と情報の共有を行います。 | 子育て推進課 |
| 教育委員会とこども保健部との連携 | 子どもたちの個々の状態に合わせて行う育成支援や気になる子どもについて適切に支援を図り、運営委員会等などで定期的に情報交換を行う必要があるため、関係機関がスムーズに連携できるよう助言・指導を行っていきます。 | 子育て推進課 学校教育課 |

基本的施策4 次代の親の育成

<施策の方向性>

- 親子ひろば「すくすく」や児童館を、中高生等が乳幼児やその保護者とふれあうことができる場として活用します。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-------------------|---|--------|
| 学生・生徒と未就学児等との交流促進 | 親子ひろば「すくすく」で、中学生・高校生・大学生のボランティアやクラブ、チャレンジワーク等の活動を定期的に受け入れ、乳幼児やその保護者とふれあう機会を提供します。 | 子育て推進課 |
| 児童館での交流促進 | 児童館で中高生と乳幼児やその保護者との交流の場を提供し、子育ての楽しさ、大切さや親の役割についての理解を促進します。 | 子育て推進課 |
| 生徒の幼児との交流促進 | 職場体験や体験学習（家庭科の授業・総合的な学習の時間等）により、生徒と幼児との交流を促進します。 | 学校教育課 |

基本的施策5 障害のある児童への支援

<施策の方向性>

- 児童発達支援センターの取組内容の充実や、医療的ケア児への支援体制の整備など、障害のある児童への支援環境を強化します。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---------------|---|-------|
| 障害児通所支援の充実 | 障害種別に関わらず、必要な療育・相談等が受けられるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス等のサービス充実を図ります。 | 障害福祉課 |
| 児童発達支援センターの充実 | 児童発達支援センターの充実、周知を図り、利用を促進し、保育園（所）等訪問支援等の体制整備に努めます。 | 障害福祉課 |
| 障害児の居場所づくりの推進 | 日中一時支援を利用した保護者の就労や休息等に考慮した居場所づくりを推進します。 | 障害福祉課 |

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------------|---|-----------------------------------|
| 医療的ケア児支援の充実 | 医療的ケアを必要とする児童が地域で生活するために必要な支援体制の整備・強化に努めます。 | 障害福祉課 健康増進課 こども保育課 学校教育課 |
| 児童発達支援事業「てけてけ」 | 幼児期の発達や育ちに課題がある子どもに療育を行うことで、個々の生活能力の向上と集団生活への適応をめざします。 | 健康増進課 |
| 特別支援に関するネットワーク強化 | 既存の自立支援協議会のネットワークの活用に加え、地域の通所事業所、医療機関、その他関係機関と連携を図り、地域の療育体制の充実、支援体制の強化に取り組み、切れ目のない支援など、時代の変化に対応したより細かな支援体制の充実を図ります。 | 障害福祉課 |

基本的施策6 特別な配慮が必要な児童への支援

<施策の方向性>

- 不登校児童・生徒への対応として、関係機関やスクール・カウンセラー、教育支援員などと連携して支援します。
- 特別支援教育の充実に向けて、引き続き、支援者への研修や相談対応、必要な支援へのつなぎ等を行います。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------------|--|--------|
| 生徒指導体制等の確立 | 豊かな心や規範意識の育成に資する生徒指導体制及びいじめ、問題行動等に対応するための教育相談体制の確立・充実に向け、教職員全員で協力し、指導していく組織的な体制づくりに取り組みます。 また、児童生徒や保護者のニーズに対しては、アドバイザー（スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー）を派遣し、具体的な学校支援（コンサルテーション）を行います。 | 学校教育課 |
| 不登校対策 | 不登校対策事業を推進し、ポポロつやま、鶴山塾、スクール・カウンセラー、教育支援員などと連携した校内指導体制の充実による不登校生徒の支援を実施します。 | 学校教育課 |
| 津山市教育相談センター「鶴山塾」 | 電話や面接で教育相談を行うとともに、課題を抱えた児童生徒に対する通塾支援・訪問支援を実施します。 | 次世代育成課 |
| 特別支援教育（就学前） | 特別支援教育の専門性の向上とスキル向上につなげるために、保育園（所）・幼稚園・認定こども園を対象とした研修会を開催し、適切な関わり及び望ましい育ちにつなげます。 | こども保育課 |
| 通級指導教室 | 通級指導教室幼児部職員による、巡回相談、教育相談、通級指導の充実を図ります。また、定住自立圏においては、周辺町村と連携を図り、特別支援教育の支援体制の充実を行います。 みどりの丘保育所、つやま東幼稚園、つやま西幼稚園の特別支援教育の専門部屋を利用した教育相談等の実施をめざします。 | こども保育課 |
| 未就学児特別支援の充実 | 特別支援を必要とする幼児に対して支援員を確保するとともに、支援員が研修できる研修を開催し、専門性の向上につなげます。 | こども保育課 |
| 療育相談 | 幼児・児童の発達についての保護者の不安や悩みへの相談対応や、保育園（所）・幼稚園・認定こども園等への療育相談、情報提供等を行います。 | 健康増進課 |
| 療育研修事業 | 保護者のもつ不安や悩みに対し、親同士や支援者との意見交換・相談ができる場づくりや研修を実施します。 | 健康増進課 |

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-------------|---|-------|
| 特別支援教育（就学後） | 特別な支援が必要な子どもたちの適切な就学のため、実態把握から早期の就学相談や巡回相談を行います。また本人、保護者、学校への支援をより充実させ、整備するとともに適切な学びの場を設定するための教育支援委員会のサポートを充実します。 | 学校教育課 |

中目標3 子どもを取り巻く有害環境への対策

基本的施策1 思春期保健対策

<施策の方向性>

- 自殺や喫煙対策、薬物乱用防止に向けて、引き続き啓発活動に取り組みます。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|----------|--|-------|
| 思春期保健等対策 | 10代の自殺対策については、自殺対策計画策定をきっかけとして教育現場と課題の共有を行います。喫煙対策については、養護教諭と課題の共有を行います。 | 健康増進課 |
| 薬物乱用等防止 | 関係機関と連携し、中学生対象の薬物乱用防止教室等を開催するとともに、リーフレットの配布等を通じた保護者への啓発を併せて実施します。 | 学校教育課 |

基本的施策2 消費生活・情報モラル教育の推進

<施策の方向性>

- 引き続き学校や家庭と連携をとりながら、消費生活・情報モラルに関する教育・啓発に取り組みます。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|--------------|---|-------|
| 消費生活講座 | 成人年齢が令和4年4月から引き下げられることから、子どもたちが詐欺による個人情報流出や悪質商法などの契約トラブルに巻き込まれないよう、教育機関等と協力し、情報モラル教育を含めた消費者教育を推進します。また、保護者や地域住民に対しても広報紙等で啓発します。 | 環境生活課 |
| 情報モラル教育 | PTA 団体等とも連携し、情報モラル教育を家庭、地域を巻き込んで実施していきます。 | 学校教育課 |
| 情報モラルの地域への啓発 | 外部の団体との協力の下、情報メディアに関する研修会を実施します。また、広報紙等を利用して地域住民への啓発を行います。 | 生涯学習課 |

2 楽しく子育てできるまちづくり

中目標 1 母親の健康を確保する

基本的施策 1 妊産婦等への保健医療の充実

<施策の方向性>

- 産婦健康診査の実施など、産後間もない時期も含めて、妊娠から出産まで母親の健康確保に取り組みます。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---------------------|--|-------|
| 妊婦一般健康診査 | 妊婦と胎児の健康状態を定期的に確認するため、14回の妊婦一般健康診査を実施します。 | 健康増進課 |
| 妊婦への妊娠・出産に関する知識等の啓発 | 母子健康手帳交付時に、「母子健康手帳副読本」等のパンフレットを活用し、妊娠・出産に関する正しい知識の啓発に努めるとともに、妊娠期から利用できるサービス等の利用について案内します。 また、アンケート「育児のおたずね」や保健師による面接を実施し、育児の不安や負担感の軽減を図るほか、サポートが必要な妊婦には、妊娠期から継続した支援を行います。 | 健康増進課 |
| ハローベビー教室 | 妊婦とその夫を対象とした「ハローベビー教室」を実施し、助産師の講話や沐浴・妊婦体験・泣き声体験などを通じて、妊娠・出産に関する知識の普及や相談体制の整備に努めます。 また、男性も積極的に育児に参加できるよう啓発を行います。 | 健康増進課 |
| 不妊・不育治療支援事業 | タイミング法や人工授精をはじめとする一般不妊治療または体外受精、顕微授精の特定不妊治療を受けた夫婦及び医療保険適用外の不育治療を受けた夫婦に対して助成を行います。 | 健康増進課 |
| 産婦健康診査 | 産婦の健康状態を定期的に確認するため、2回の産婦健康診査を実施します。 | 健康増進課 |

中目標 2 子育てに係る経済的支援や子育てと仕事の両立に向けた支援

基本的施策 1 多様な子育て支援サービスの充実

<施策の方向性>

- 児童手当や給付、医療費の公費負担など、子育て家庭への経済的な支援に引き続き取り組みます。
- 延長保育や一時預かり、市内2施設と拡充が行われた病児保育など、多様な子育て支援サービスについて引き続き利便性の向上やサービスの周知を図ります。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|--------------|--|--------|
| 児童手当・特例給付 | 家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成に資することを目的として、中学校修了までの子どもを養育する親に児童手当・特例給付を支給します。 | 子育て推進課 |
| 子ども医療費公費負担制度 | 中学校修了までの子どもの入通院にかかる保険診療の自己負担分を公費で助成します。 | 子育て推進課 |

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-------------------|---|------------------|
| 延長保育 | 全園において延長保育事業を継続実施します。午後7時以降の延長については、保護者のニーズやファミリー・サポート・センター事業等とのバランスを取りながら引き続き検討します。 | こども保育課 |
| 休日保育 | 休日に、保護者が仕事や病気などのため、家庭で児童の保育ができない場合に保護者に代わって保育園（所）で保育を実施します。 また、休日保育のニーズを把握し、実施園の確保を行います。 | こども保育課 |
| 一時預かり事業（幼稚園型） | 幼稚園児を対象として保護者が就労・看護・介護などに該当する場合に通常の保育終了後から園児を預かります。 | こども保育課 |
| 一時預かり事業（一般型） | 保護者が急な用事などで保育ができないときや、在宅で育児をしている保護者がリフレッシュしたい時などに、保育園（所）・認定こども園及び一時預かりルーム「にここ」で一時的に預かり、必要な保育を行います。 | 子育て推進課 こども保育課 |
| 病児保育事業（医療機関型） | 病児について、医療機関に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を実施します。 | 子育て推進課 |
| 病児保育事業（体調不良児対応型） | 保育園（所）・認定こども園で保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、入所児に対する保健的な対応や保護者等に対する相談支援を実施します。 | こども保育課 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡・調整を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。 津山圏域内での広域化も進め、地域全体で子育て支援を行う意識啓発に取り組むとともに、公開講座やサブリーダー会を開催し、会員組織のより一層の充実や連携強化に努めます。 | 子育て推進課 |
| 子育て短期支援事業 | 保護者の病気その他の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、委託施設において宿泊を伴った一時預かりを行います。 本事業が広く市民に認知されるよう啓発に努めます。 | こども子育て 相談室 |

基本的施策2 ひとり親家庭等の自立支援

<施策の方向性>

- ひとり親家庭等に対する相談支援体制として、母子父子自立支援員を配置し、相談対応と必要な支援につなげます。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|----------------|--|--------|
| ひとり親家庭の相談体制の充実 | 年々多様化・複雑化するひとり親からの相談内容に適切に対応するため母子父子自立支援員を配置し、適正な人材の確保に努めるとともに、研修等への積極的参加により、人材の育成を図ります。 また、関係機関等との連携を強化し、相談支援の質・量の充実を図ることで、ひとり親家庭への総合的な支援のための相談支援体制を整備します。 | 子育て推進課 |
| ひとり親家庭への自立支援 | 母子家庭、父子家庭及び寡婦等を対象とした母子寡婦福祉資金制度や父子福祉資金制度等により、生活の場の整備等を総合的に推進し、経済的な自立が図られるよう支援します。 | 子育て推進課 |
| 児童扶養手当 | 父母の離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童の健やかな成長と生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給します。 | 子育て推進課 |
| ひとり親家庭等医療費助成 | ひとり親家庭の親と児童等の医療費を一部公費負担します。 | 子育て推進課 |

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---------------------|--|--------|
| ひとり親家庭の父や母の就労支援 | ひとり親が就職に有利な資格を取得するため、「高等職業訓練促進給付金等事業」や「自立教育訓練給付事業」を実施し、職業能力の開発や向上を支援します。 また、「自立支援プログラム策定事業」により個々の状況に即して求職活動を支援し、ハローワーク等と連携し児童扶養手当受給者の早期就職を支援することで、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。 | 子育て推進課 |
| ひとり親家庭等に対する子育て情報の提供 | ひとり親に対する子育て情報や支援施策、支援活動に関する広報啓発活動に積極的に取り組み、母子・父子及び寡婦の福祉の増進に努めます。 | 子育て推進課 |

基本的施策3 経済的困難を抱える家庭への支援

<施策の方向性>

- 生活困窮の状況にある子育て家庭に対し、生活の安定と自立を助けるため、具体的な支援プランの作成をはじめ包括的な支援を行います。
- 子どもの貧困対策に係る効果的な支援策について、検討・実施します。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---------------|---|--------|
| 生活保護 | 生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を促すよう支援します。 | 生活福祉課 |
| 生活困窮者自立相談支援事業 | 生活困窮者の課題の解決と生活の安定・自立をめざすため、自立・就労・家計改善の専門の支援員が、他の専門機関とも連携しながら、具体的な支援プラン（計画）を作成し、包括的な支援を行います。 | 生活福祉課 |
| 養育費確保支援事業 | ひとり親家庭における養育費の受給率の低さは、経済困窮の理由の一つになっています。子どもを養育するための費用を受ける権利を確保するため、弁護士費用の一部を補助します。 | 子育て推進課 |
| 子どもの貧困対策連絡会議 | 子どもの貧困対策を推進するため、保育や教育機関、NPO法人等の外部団体を交えた会議を開催し、効果的な支援策等について意見交換や情報共有を行います。 | 子育て推進課 |
| 就学援助 | 経済的理由によって就学することが困難な児童や生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品費や給食費等の経費について援助を行います。 | 学校教育課 |

中目標 3 市のサービス周知や相談体制の充実

基本的施策 1 子育て支援に係る情報提供の充実

<施策の方向性>

- ガイドブックや広報誌、ホームページのほか SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した情報発信を行うとともに、津山すこやか・こどもセンター及び支所において利用者支援事業を実施し、利用者に応じた情報提供を行います。
- 外国語にも対応した情報発信に取り組みます。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|--------------------|--|---------------------------|
| 子育て支援情報、イベント情報等の提供 | 「津山市子育て支援ガイドブック」、広報紙、ホームページ、子育て・健康情報コーナー（津山すこやか・こどもセンター1階入口付近）等を活用し、保育園（所）・幼稚園・認定こども園をはじめとする子育て支援サービスや各種の給付、また、児童館、保育園（所）・幼稚園・認定こども園等で実施される誰でも参加できる行事等の情報を提供します。 | 子育て推進課 |
| 利用者支援事業 | 津山すこやか・こどもセンター及び支所において、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。 | 子育て推進課 こども保育課 健康増進課 |
| 外国人への生活関連情報の提供 | 「さん・さん」情報コーナーに、外国語による生活ガイドブックや相談窓口情報を設置し、来館者に情報を提供します。 生活相談については、意思疎通に支障がなければ通常の相談と同じように対応し、意思疎通が困難な場合は外国語で対応できる相談窓口等につないでいきます。 | 人権啓発課 |
| 外国人に対する生活支援の充実 | 日本語教室の開催や国際交流サポートネットによるボランティア派遣によって市内及び近郊都市在住の外国人に対して日本で生活する上でのサポートを行います。 | 地域づくり推進室 |
| 子育て支援施策実施のための連携・調整 | 子育て支援施策の総合的かつ円滑な実施に向け、市内全域の子育て支援関連情報の集約化に努めるとともに、関係部局間の情報共有や連携・調整を緊密に行います。 | 子育て推進課 |

基本的施策 2 切れ目のない包括的な相談体制の充実

<施策の方向性>

- 妊娠期から出産、子育てに至る期間において、ワンストップでの相談対応を行う「津山市子育て世代包括支援センター」を設置・運営します。
- 訪問による相談支援や、乳幼児健診時や地域に出向いて実施する相談の場、支援センターや親子ひろばでの相談など、様々な相談の機会を設け、保護者等の育児不安の解消や課題解決を図ります。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------------|--|-------|
| 津山市子育て世代包括支援センター | 専任の母子保健コーディネーターを配置し、妊娠から出産・子育てまで、切れ目なく相談に対応します。 | 健康増進課 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 子育ての孤立化を防ぐため、原則として4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、その家庭において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。 | 健康増進課 |

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-------------------------------|--|----------|
| 育児相談・指導 | 保護者の育児不安を軽減するため、乳幼児健診、定例の育児相談等の相談・指導の場を継続的に開催し、乳幼児の発育・発達の確認や支援を行います。 | 健康増進課 |
| 電話相談 | 定例日の育児相談に来られない方でも、いつでも気軽に相談し、育児不安を軽減することができるよう、電話相談を行います。 | 健康増進課 |
| 産後ケア事業 | 安心して出産・子育てができるように、必要に応じてホームヘルパー、訪問看護、産婦デイスサービス、産後ショートステイによる支援を行います。 | 健康増進課 |
| 子育て支援センター | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を設け、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。園開放や出前保育は定着しつつあり、今後は、子育てについての相談や情報の提供についてさらなる充実を図ります。 | こども保育課 |
| つどいの広場事業（親子ひろば「すくすく」及び「わくわく」） | 親子ひろば「すくすく」と「わくわく」において、乳幼児をもつ保護者が気軽に育児について相談したり、保護者同士で交流したりする場を提供します。スタッフの質の向上や、子育てに関する講習の定期的開催、関係施設との連携に努めます。 | 子育て推進課 |
| 児童館の子育て支援 | 児童館での子育て支援として、就園前の乳幼児とその保護者を対象とする行事を充実させるとともに、乳幼児健診や館便り等での広報活動により、参加者の増加をめざします。また、保健師・栄養士や地域の愛育委員と連携して、相談事業の充実を図ります。 | 子育て推進課 |
| 出会いの場づくり | 結婚を望んでいても異性と出会う機会の少ない独身男女に対して、結婚に対する意識改革を図るとともに、交際のきっかけとなる出会いの場の提供を通じて、恋愛・結婚への進展を支援します。 | 仕事・移住支援室 |

基本的施策 3 養育支援の必要な家庭への援助と児童虐待防止の対策

<施策の方向性>

- 虐待の防止と、迅速な対応を行うことを目的とした「子ども家庭総合支援拠点」の体制の充実を図ります。
- 要保護児童の早期発見・保護に努めるほか、「津山市要保護児童対策地域協議会」を活用して関係機関との連携を強化し、情報の共有や適切な支援、見守りを進めます。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|---------------|---|-----------|
| 子ども家庭総合支援拠点事業 | 子どもや妊婦から子育てに関する相談を受け、必要な情報提供や支援を行っていくため、窓口を周知するとともに、相談・支援の際に、迅速・的確な対応が行えるよう子育て世代包括支援センターなど関係機関と連携強化を図ります。 | こども子育て相談室 |
| 児童相談窓口の周知 | 児童相談窓口の周知徹底を図るため、広報紙、ホームページ等による啓発や、関係機関への啓発チラシの配布を行います。 また、毎年 11 月の児童虐待防止月間に合わせ、広報で特集記事を掲載して重点的に啓発を行います。 | こども子育て相談室 |

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------------------------|---|---|
| 児童虐待防止に向けた庁内関係部局や関係機関との連携強化 | 近年増加し、複雑化する児童虐待案件に対応するため、関係部局が情報共有し、保育園（所）・幼稚園・認定こども園、小中学校や乳幼児の家庭における要保護児童の早期発見や保護に努めます。 また、「津山市要保護児童対策地域協議会」を活用して関係機関との連携を一層強化し、役割分担の明確化や情報共有による的確な支援を図ります。 | 生活福祉課 障害福祉課 子育て推進課 こども保育課 こども子育て相談室 健康増進課 学校教育課 次世代育成課 |
| 被虐待児童の見守りの強化 | 被虐待児の所属する保育園（所）・幼稚園・認定こども園や小学校・中学校・高校と連携し、該当児童の学校生活の様子などの生活実態の把握に努め、継続的支援を行います。 | 子育て推進課 こども保育課 こども子育て相談室 学校教育課 |
| 要保護児童への迅速かつ適切な支援 | 要保護児童への迅速かつ適切な支援を行うため、ケース検討会議等を継続して開催し関係部局間の情報共有を行うとともに、関係機関との連携を図ります。 | 生活福祉課 障害福祉課 子育て推進課 こども保育課 こども子育て相談室 健康増進課 学校教育課 次世代育成課 |
| 養育支援訪問事業 | 個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図るため、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、具体的な養育に関する指導・助言等を実施します。 | 健康増進課 |

中目標 4 親育ちや家庭教育向上への支援

基本的施策 1 家庭教育への支援

<施策の方向性>

- 家庭学習の重要性についての啓発やきっかけづくりに取り組みます。
- 子どもの読書を促進するため、子どもを対象にしたイベントのほか、親や祖父母を対象とした読み聞かせ講座を開催し、読書習慣の定着を図ります。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|--------------|---|-------|
| チャレンジ・ハッピーデー | 子どもたちの生活がテレビやゲームなどに縛られず、家庭での有意義な時間を創り出す働きかけとしての「チャレンジ・ハッピーデー」の取組を推進します。 | 学校教育課 |
| げんぼくんの家庭学習 | リーフレット「げんぼくんの家庭学習」を活用し、家庭学習の必要性の啓発や学習習慣の定着をめざした取組を実施します。 | 学校教育課 |
| 子ども読書活動の推進 | 子どもや保護者に対し、読み聞かせや読書の重要性を啓発し、家庭教育の支援につながる子どもの読書活動を推進します。 | 生涯学習課 |

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------------|--|-------|
| つやまっ子家庭教育推進事業 | 家庭の教育力の向上を図るとともに、一人一人の親が家庭を見つめ直し、それぞれ自信をもって子育てに取り組んでいく契機となるよう、小中学校での親学講座、子育てワークショップ研修、幼稚園での家族ふれあい教室など、親に対する学習機会を提供します。 | 学校教育課 |
| 保護者向け読み聞かせ講座等の開催 | 家庭や地域での読書活動のきっかけづくりのため、子どもの親や祖父母に対する読み聞かせ講座や子育て・孫育て講座等を開催します。 | 生涯学習課 |
| 定例読み聞かせ会等の開催 | 家庭での読書習慣の定着を図るため、図書館司書やボランティアによる子どもに対する定例読み聞かせやおはなし会等を開催します。 | 生涯学習課 |

3 子ども・子育てを支える地域力づくり

中目標 1 子どもの生きる力を育む地域力の向上

基本的施策 1 学校教育との連携

<施策の方向性>

- 整備が進められている学校のホームページを活用しながら、開かれた学校づくりを推進するほか、地域の人材や資源を活用した体験学習を推進し、地域に根差した学校づくりに取り組みます。
- 学校支援ボランティアをはじめ地域の協力を得ながら子どもの教育や居場所づくりを推進します。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----------------|---|-------|
| 開かれた学校づくり | 開かれた学校づくりを進めるための学校評議員制度等の体制整備や、学校からの情報発信、学校評価の公開を推進します。 いじめ問題対策やスマートフォン対策など PTA 団体等とも連携して取り組むべき内容をホームページに公開するなど、効果的な活用を推進します。 | 学校教育課 |
| My Town つやま活用事業 | 小中学校において、郷土学習・自然体験・生活体験活動を推進し、地域の人材や津山洋学資料館、津山郷土博物館を始めとする地域資源を積極的に活用し、地域に根差した学校づくりに取り組みます。 | 学校教育課 |
| 地域学校協働本部事業 | 地域の教育力を学校教育に生かすため、地域学校協働活動推進員や地域コーディネーターを配置し、学校の要望に応じて学校支援ボランティアを派遣することにより、開かれた学校づくりと地域の人間関係づくりを進めます。 学校や家庭に加え、地域住民や NPO 等の団体、高校、大学、企業等とのネットワーク化と協働を進め、地域を挙げて子ども達の教育や居場所づくり等を進めます。 | 学校教育課 |
| 学校支援ボランティア | 学校支援ボランティアの登録を促進し、地域学校協働本部を充実するほか、地域の協力を得て体験活動やスポーツ・文化活動、学習活動などを行う放課後子ども教室や公民館講座などを充実し、世代間の交流や体験活動を通して地域への愛着づくりを進めます。 | 学校教育課 |

基本的施策 2 地域による教育力向上

<施策の方向性>

- 地域における教育環境の充実を図るため、研修機会を提供し PTA 会員の活動を促進します。
- スポーツに親しむきっかけづくりやスポーツ・武道のさらなる普及に取り組みます。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------------|--|-------|
| PTA 研修会の開催 | PTA 活動の促進や情報交換を図るため、PTA 会員を対象とした講演などの研修機会を提供します。 | 学校教育課 |
| 総合型地域スポーツクラブ支援事業 | 住民の健康づくりをはじめとするスポーツ振興やコミュニティ振興のため、総合型地域スポーツクラブと連携した活動を継続します。 | スポーツ課 |
| スポーツ指導者研修事業 | スポーツ指導者の資質向上のため、スポーツ協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員協議会等の体育組織の協力を得て、参加者のニーズを把握しながら継続的に研修を実施します。 | スポーツ課 |

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|--------------|--|-------|
| チャレンジクラブ | スポーツを通じた親子のふれあいの場を提供していくため、チャレンジクラブ（親子を対象としたスポーツ教室）の内容等の充実を図ります。 | スポーツ課 |
| スポーツ推進委員派遣事業 | 小中学校PTA、地域老人クラブ等からのスポーツ、健康体操等の指導要請に応じて、スポーツ推進委員を随時派遣します。 | スポーツ課 |
| スポーツ・武道振興事業 | スポーツ・武道関連の教室が市内各所で開設されている中、スポーツ・武道のさらなる普及拡大に向け、スポーツ協会の各加盟団体や津山武道学園を中心とした推進活動に取り組みます。 | スポーツ課 |

基本的施策3 子どもを有害環境や犯罪、事故から守る取組

<施策の方向性>

- 自主防犯組織の活動支援や登下校の安全確保、交通安全の啓発など、地域ぐるみで子どもへの犯罪・事故防止に取り組みます。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-------------------------------------|--|------------------------|
| 自主防犯組織活動支援事業 | 子どもが、誘拐、わいせつ事件等の犯罪被害や、こうした犯罪の前兆となるような声かけ事案の被害に遭うことがないように、津山警察署管内防犯連合会を通じて情報提供を行うなど、青色防犯パトロールを行う自主防犯組織の活動を支援します。 | 環境生活課 |
| 防犯灯・防犯カメラ設置費補助事業 | 住民の防犯意識を高め、夜間の犯罪や事故等を未然に防ぐ地域社会づくりに寄与するため、町内会による防犯灯・防犯カメラの設置に係る費用の一部を補助します。 | 環境生活課 |
| 交通安全啓発事業 | 子どもを交通事故から守るため、交通指導員が保護者と連携して学校などで安全な歩行や自転車の乗り方などを指導する交通安全教室を開催します。 高齢者が加害者となる交通事故の減少をめざして、高齢者向け交通安全教室などの機会に安全運転の啓発を行います。 また、チャイルドシートやシートベルトの全席着用徹底など、市民の交通安全意識の高揚を図るため、広報や市内巡回指導を実施します。 | 環境生活課 |
| 禁煙・分煙の啓発 | 健康増進法改正による受動喫煙対策の周知に努めるとともに、引き続き、美作保健所等との連携の下で、愛育委員会を中心に街頭キャンペーンを実施します。 | 健康増進課 |
| 不審者対策や通学路及び幼稚園・保育園（所）等の周辺道路における安全確保 | 市民ボランティアの拡充及び活性化、警察等関係機関との連携を基本とし、通学路等の防犯や交通の安全確保について見直しを進めます。 | こども保育課 土木課 学校教育課 |
| 不審者情報の提供 | 岡山県警が提供する不審者情報を直接入手するように周知します。 | 次世代育成課 |
| 規範意識の向上促進 | 学校問題相談窓口連絡会を月1回開催し、青少年育成センターと連携を図りながら、必要に応じて各学校に指導員を派遣します。 | 学校教育課 次世代育成課 |
| 街頭指導活動等の推進 | 街頭指導を関係団体と連携して実施します。 | 次世代育成課 |

中目標 2 子育て家庭に対する地域や企業の支援体制等の強化

基本的施策 1 仕事と生活の調和実現に向けた取組

<施策の方向性>

- 男性の子育て参加を促進するため、広報・啓発に取り組みます。
- 仕事と子育ての両立ができる働き方・暮らし方の実現に向けて、個人や企業を対象にワーク・ライフ・バランスに関する講習会の開催や、普及・啓発に取り組みます。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|----------------------------|---|--------------------|
| 男女共同参画等意識啓発 | 男女共同参画社会の実現や、子育て等の場面における固定的な性別役割分担意識の改善に向け、男性の子育て参加を促進するため、広報や啓発イベントの実施等に取り組みます。 | 人権啓発課 |
| ワーク・ライフ・バランスの啓発 | 個人や事業者を対象として、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進するための講習会を開催したり、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業認定制度を推進するなど、普及・啓発に取り組みます。 | 人権啓発課 |
| 誰もが働きやすい職場環境づくり | 誰もが働きやすい勤務形態や休業制度の普及・促進のため、関係行政機関等の情報を掲載した広域行政ホットニュース等による企業労務担当者への啓発や広報を定期的実施します。 | 津山広域事務組合 |
| 企業へのワーク・ライフバランスに関する啓発・情報提供 | パンフレットを窓口カウンターに設置したり企業訪問時に配布することで、セミナーや研修会の紹介を行います。 | 津山広域事務組合 みらい産業課 |

基本的施策 2 地域による子育て家庭への支援強化

<施策の方向性>

- 地域による子育て支援の仕組みとして、「ファミリー・サポート・センター事業」の活用・普及に取り組みます。
- 愛育委員・栄養委員、町内会等と親子クラブによる世代間交流や、地域での声かけ・育児相談に取り組みます。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------------------|---|--------|
| ファミリー・サポート・センター事業の普及 | ファミリー・サポート・センター事業の充実のため、交流会や講座を開催し、会員相互の親睦や保育・育児のスキルアップを図ります。 また、津山圏域での広域化を進める中で、会員でない方も参加できる講座の開催等を通じて子育てに有意義な情報を発信し、事業の広報と会員増加を図ります。 | 子育て推進課 |
| 子育てに関する意識啓発 | 広報紙、ホームページ等を活用し、子育ての重要性や喜び、地域ぐるみでの子育て支援の必要性等について啓発します。 | 子育て推進課 |
| 愛育委員・栄養委員と親子クラブとの交流事業等 | 公民館を拠点とし、健康福祉まつり等の行事に合わせ、愛育委員・栄養委員、町内会等と親子クラブによる世代間交流を図ります。 | 健康増進課 |
| 愛育委員・栄養委員の声かけ訪問 | 愛育委員・栄養委員の声かけにより、人と人のつながりを大切にした健康なまちづくりをめざし、地域ぐるみの子育て支援をすすめていきます。 | 健康増進課 |
| 地域での育児相談 | 愛育委員・栄養委員により、地域で安心して子育てができるよう育児相談等の支援を行います。 | 健康増進課 |

基本的施策3 安全・安心な生活環境の整備

<施策の方向性>

- 安全・安心な生活環境を整備するため、バリアフリー化の推進や子育て世帯のニーズに対応した市営住宅戸数の拡充を図ります。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-------------------|---|-------|
| バリアフリー化の推進（指導・設計） | 「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、市への届出の対象となる特定都市施設新築等について、整備基準に適合させるよう指導を行います。 また、街路等の都市施設においても条例に基づく整備基準を遵守し建設を行います。 | 都市計画課 |
| 公園樹木剪定 | 公園緑地について、伸張した樹木の枝等を剪定し、見通しの確保に努めます。 | 都市計画課 |
| 子育て世帯対応住戸の拡充 | 子育て世帯のニーズに対応した市営住宅戸数の拡充を図ります。 | 管理課 |

中目標3 「地域力」を高めるネットワークづくり

基本的施策1 子育て支援団体等の育成・支援と連携等の強化

<施策の方向性>

- 津山市子ども・若者支援地域協議会や民生委員・児童委員による支援ネットワーク、未就園児対象支援サービス担当者による子育て支援者連携会議等、情報共有や連携した取組を促進するためのネットワーク強化を図ります。

<関連事業>

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-------------------------|--|---|
| 子ども・若者支援事業 | 津山市子ども・若者支援地域協議会をはじめ関係機関などと連携し、二トやひきこもりなどの子ども・若者の相談や支援を行います。 | 生活福祉課 障害福祉課 子育て推進課 こども子育て相談室 健康増進課 仕事・移住支援室 学校教育課 次世代育成課 |
| 民生委員・児童委員による支援ネットワークの強化 | 各地区民生委員児童委員協議会の活動計画に基づき、学校、子ども会等との連携を図りながら、見守り活動や学校等との連携による情報交換会等を実施します。 | 生活福祉課 |
| 母親クラブ | 子育てや家庭、地域での生活の問題など、子どもを取り巻く様々な問題について、地域ぐるみの協力を得て解決を図るとともに、会員相互の親睦や世代間交流を深めるため、母親クラブの活動を促進します。 | 子育て推進課 |
| 未就園児対象支援サービスのネットワーク化 | 地域の子育て支援センターを中心に、親子ひろば、児童館や保育園（所）・幼稚園・認定こども園も含めた市全体の未就園児対象支援サービス担当者の情報交換と交流を図るため「子育て支援者連携会議」を開催し、ネットワーク化に取り組みます。 | 子育て推進課 健康増進課 学校教育課 |

| 事業名 | 内容 | 担当課 |
|------------------|---|--------|
| 親子クラブ | 子どもや保護者同士が交流し、子育ての悩みや喜びを分かち合い、楽しく子育てができるよう、地域ぐるみで子育てを進める自主グループの親子クラブ活動を促進します。また、会員数が年々減少しているクラブや、地域の他組織との関わりが少ないクラブもあるため、地域と連携しながら活動できるようサポートします。 | 健康増進課 |
| 問題行動等の防止に向けた連携強化 | 児童生徒の問題行動等の防止を図るため、地域や健全育成団体、児童相談所、青少年育成センター等の関係機関との行動連携や、家庭・保護者との連絡・連携の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 青少年健全育成活動 | 津山市青少年育成指導委員、津山っ子を守り育てる市民の会、市内中・高等学校生徒指導連絡協議会等多数の関係機関と定期的に情報交換を行い、組織別又は合同で青少年健全育成活動を行います。 | 次世代育成課 |

4 評価指標

次世代育成支援対策の主要な取組について、18 の指標を設定し、毎年度進捗状況を点検・評価することとします。
 なお、子ども・子育て支援法に基づき実施する事業の目標事業量については、第 5 章に記載しています。

■基本目標 1 子どもが笑顔で育つまちづくり

| | 関連ページ | 指標名 | 実績値 (平成 30 年度) | | 中間目標値 (令和 4 年度) | 最終目標値 (令和 6 年度) |
|---|-------|---------------------------------------|-------------------------------|--------------------|------------------------|------------------------|
| | | | | | | |
| 1 | 43 | 乳幼児健康診査受診率 | 乳児 | 97.2% | 100% | 100% |
| | | | 1 歳 6 か月 | 97.1% | | |
| | | | 3 歳 | 97.9% | | |
| 2 | 44 | 乳幼児（3 歳児）の朝食摂取率 | 91.8% | | 100% | 100% |
| 3 | 44 | 保育園（所）の待機児童数※ | 0 人 | | 0 人 | 0 人 |
| 4 | 45 | 全国学力・学習状況調査の偏差値 (標準スコア) 50 を超えた教科数 | 小学校 | 0 教科 | 全教科 | 全教科 |
| | | | 中学校 | 0 教科 | 全教科 | 全教科 |
| 5 | 46 | 放課後児童クラブのクラス数 | 37 クラス | | 40 クラス | 43 クラス |
| 6 | 46 | 放課後子ども教室設置数 | 20 教室 (うち、児童クラブとの一体型 0 教室) | | 21 教室 (うち、一体型 1 教室) | 21 教室 (うち、一体型 1 教室) |
| 7 | 46 | 保育園（所）・幼稚園、小中学校等 への図書貸出数 | 61,699 冊 | | 63,000 冊 | 64,000 冊 |
| 8 | 48 | 幼児を対象とする療育訓練実施 延べ人数 | 1,946 人 (実利用者 68 人) | | 2,300 人 (実利用者 75 人) | 2,500 人 (実利用者 80 人) |
| 9 | 48 | 不登校出現率※ | 小学校 | 0.69% (県 0.77%) | 県平均未満 | 県平均未満 |
| | | | 中学校 | 3.07% (県 3.09%) | | |

※実績値が既に目標値に達している項目については、現状の水準を維持することで基本目標の達成につながる重要な項目であることから、指標として設定している。

■基本目標2 楽しく子育てできるまちづくり

| | 関連ページ | 指標名 | 実績値 (平成30年度) | | 中間目標値 (令和4年度) | 最終目標値 (令和6年度) |
|----|-------|-----------------------|-----------------------------------|------|------------------|------------------|
| | | | | | | |
| 10 | 50 | 妊婦一般健康診査受診率※ | 100% | | 100% | 100% |
| 11 | 51 | 一時預かり事業実施施設数※ | 幼稚園型等 | 9か所 | 9か所 | 9か所 |
| | | | 一般型 | 14か所 | | |
| 12 | 51 | ひとり親家庭相談サポート件数 | 572件 | | 680件 | 720件 |
| 13 | 52 | ひとり親家庭就労支援者数 | 16人 【内訳】 高等職業2人、自立教育1人、就労支援13人 | | 18人 | 20人 |
| 14 | 53 | 乳児家庭への訪問による面談の実施率 | 99.9% | | 100% | 100% |
| 15 | 55 | 養育支援を必要とする家庭への支援の実施率※ | 100% | | 100% | 100% |

※実績値が既に目標値に達している項目については、現状の水準を維持することで基本目標の達成につながる重要な項目であることから、指標として設定している。

■基本目標3 子ども・子育てを支える地域力づくり

| | 関連ページ | 指標名 | 実績値 (平成30年度) | | 中間目標値 (令和4年度) | 最終目標値 (令和6年度) |
|----|-------|---------------------------|-----------------|--|------------------|------------------|
| | | | | | | |
| 16 | 59 | 津山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業所数 | 88社(累計) | | 120社(累計) | 140社(累計) |
| 17 | 59 | ファミリー・サポート・センター会員数 | 1,051人 | | 1,100人 | 1,190人 |
| 18 | 59 | 地域での育児相談利用者数 | 837人 | | 840人 | 850人 |